

○帯広市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

改正 平成30年9月6日

平成30年9月28日

平成31年3月25日

令和元年10月1日

令和4年10月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めのあるもののほか、帯広市が行う介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）の例による。

(事業の目的)

第3条 帯広市の総合事業は、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、法第115条の45第1項に規定する被保険者に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目的とする。

(事業の内容)

第4条 市長は、帯広市の総合事業として、別表第1に掲げる事業を行う。

(事業の対象者)

第5条 前条に掲げる事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「居宅要支援被保険者」という。）
- (2) 市内に住所を有する65歳以上の者であって、省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）様式第1の質問項目に対する回答の結果に基づき、同基準様式第2に掲げるいずれかの基準に該当するもの（以下「事業対象者」という。）。

(3) 別表第1に掲げる一般介護予防事業の対象者は、前2号の規定にかかわらず、第1号被保険者とする。

(事業の実施方法)

第6条 別表第1に掲げる事業のうち、訪問介護サービス及びてだすけサービス並びに第1号通所事業の事業については、法第115条の45の3第1項に規定する市長が指定する者(以下「指定事業者」という。)により実施する。

2 別表第1に掲げるつながりサービスの事業については、市長に実施の届出を行った者が実施する。

3 別表第1に掲げる第1号介護予防支援事業及び一般介護予防事業の事業については、法第115条の47第4項に基づき適切に事業が実施できると市長が認めた者に、全部又は一部を委託して実施する。

4 別表第1に掲げる第1号介護予防支援事業である介護予防ケアマネジメントの実施に関しては、この要綱に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定める。

5 第1項の指定及び第2項の届出に関する基準その他必要な事項は、市長が別に定める。

(第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用の額及び利用者負担額)

第7条 省令第140条の63の2第1項第1号イの規定により帯広市が定める第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用の額は、別表第2の規定により算定した単位数を合計したものに次に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額とする。

(1) 第1号訪問事業 10円に厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成27年厚生労働省告示第93号。次号において「単価告示」という。)に定める帯広市の地域区分における介護予防訪問介護の割合を乗じて得た額

(2) 第1号通所事業 10円に単価告示に定める帯広市の地域区分における介護予防通所介護の割合を乗じて得た額

2 別表第1に掲げる訪問介護サービス及びてだすけサービス並びに第1号通所事業の事業の利用における公費負担額及び利用者負担額については、前項に基づき定めた額を基準として介護報酬の算定と同様の方法により算出された額とする。

3 前2項の規定により第1号事業支給費の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額は、切り捨てるものとする。

4 別表第1に掲げるつながりサービスの事業を実施する者は、利用者から利用料を徴収することができる。

(審査及び支払)

第8条 市長は、第1号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を法第115条の45の3第6項の規定により北海道国民健康保険団体連合会に委託して行う。

(支給限度額)

第9条 事業対象者の第1号事業支給費の支給限度額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額(平成12年厚生省告示第33号)に規定する要支援1の介護予防サービス等区分支給限度基準額の100分の90に相当する額を超えることができない。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

2 法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等(次項に掲げる居宅要支援被保険者等を除く。)に係る第1号事業支給費について前項の規定を適用する場合においては、前項中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

3 法第59条の2第2項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について第1項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

(高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業)

第10条 市長は、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業(以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。)を行う。ただし、別表第1に掲げるつながりサービス及び一般介護予防事業は除く。

2 高額介護予防サービス費等相当事業の利用者負担段階及び負担限度額等については、法第61条及び第61条の2の規定を準用する。

(償還給付等の手続)

第11条 第1号事業支給費に係る償還給付及び高額介護予防サービス費等相当事業に関する手続については、帯広市介護保険条例施行規則(平成12年4月1日規則第55号)第24条及び第24条の2の規定を準用する。

(第1号事業支給費の額の特例)

第12条 市長は、災害その他特別な事情があることにより必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、申請により第1号事業支給費の額の特例を決定することができる。

2 前項に定める第1号事業支給費の額の特例に関する手続は、帯広市介護給付等割合の変更事務取扱要綱の規定を準用する。

3 法第60条に規定する介護保険給付の額の特例を受けている者は、第1号事業支給費の額の特例を決定されているものとみなす。

(指導及び監査)

第13条 市長は、帯広市の総合事業の適切かつ有効な実施のため、別表第1に掲げる第1号事業を実施するものに対して、指導及び監査を行うものとする。

(不正利得の徴収等)

第14条 市長は、偽りその他不正な行為により、利用者が第1号事業支給費の支給を受けたとき又は指定事業者が第1号事業支給費の支払いを受けたときは、当該支給費の額又は支払額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、帯広市の総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日において要支援者である者は、本人の希望により当該要支援認定有効期間満了日前に第1号事業を受けようとする場合を除き、当該要支援認定有効期間満了日までは法に基づく介護予防給付の対象者とする。

(準備行為)

3 市長は、この要綱の施行前においても、別に定める基準等により、指定事業者の指定等のために必要な準備行為を行うことができる。

附 則 (平成30年9月6日)

この要綱は、平成30年9月10日から施行し、改正後の帯広市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、平成30年8月1日から適用する。

附 則 (平成30年9月28日)

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月25日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年10月1日)

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の帯広市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、令和元年10月1日

以後における第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用の額及び利用者負担額について適用し、同日前における第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用の額及び利用者負担額については、なお従前の例による。

附 則（令和4年10月1日）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

別表第1（第4—第7条、第10条、第13条関係）

事業区分	サービス名	説明	
1 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）	(1) 第1号訪問事業 ア 訪問介護サービス	指定事業者により身体介護及び生活援助を実施する	
	イ てだすけサービス	指定事業者により生活援助のみを実施する	
	ウ つながりサービス	登録された法人、団体等による介護保険で認められない生活援助を実施する短時間（15分以内）の生活支援を実施する。	
	(2) 第1号通所事業	ア 通所介護サービス	指定事業者によりサービスを提供する施設で日常生活機能の維持又は向上を図る
		イ ふれあいサービス	指定事業者によりサービスを提供する施設で、社会参加の促進を図り、日常生活機能の維持又は向上を図る。
	(3) 第1号介護予防支援事業	介護予防ケアマネジメント	介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況や生活環境などに応じて、要支援者等に対し、適切なサービスが包括的・効率的に提供されるよう必要な支援を行う
2 一般介護予防事業	(1) 介護予防把握事業		
	(2) 介護予防普及啓発事業		

	(3) 地域介護予防活動支援事業
	(4) 一般介護予防事業評価事業
	(5) 地域リハビリテーション活動支援事業

別表第2（第7条関係）

第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用の額は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。

1 第1号訪問事業

(1) 訪問介護サービス費（1月につき）

- ア 訪問介護サービス費（Ⅰ） 1,172単位
- イ 訪問介護サービス費（Ⅱ） 2,342単位
- ウ 訪問介護サービス費（Ⅲ） 3,715単位

注1 利用者に対して、指定訪問介護サービス事業所（帯広市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（以下「基準要綱」という。）に規定する指定訪問介護サービス事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（基準要綱に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、訪問介護サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

- (ア) 訪問介護サービス費（Ⅰ） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週1回程度の訪問介護サービスが必要とされた者
- (イ) 訪問介護サービス費（Ⅱ） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週2回程度の訪問介護サービスが必要とされた者
- (ウ) 訪問介護サービス費（Ⅲ） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより（イ）に掲げる回数の程度を超える訪問介護サービスが必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者又は退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援に繋がる場合等利用者の状態により、市長が必要と認める者に限る。）

注2 指定訪問介護サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する

敷地内若しくは指定訪問介護サービス事業所と同一建物に居住する利用者又は指定訪問介護サービス事業所における1月当りの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、訪問介護サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注3 厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省令告示第120号。以下「地域告示」という。）に規定する地域に所在する指定訪問介護サービス事業所又は、その一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪問介護サービスを行った場合は、特別地域介護予防訪問介護加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注4 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号。以下「中山間地域告示」という。）第1号に規定する地域に所在し、かつ、1月当りの実利用者数が5人以下の指定訪問介護サービス事業所又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪問介護サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注5 指定訪問介護サービス事業所の訪問介護員等が、中山間地域告示第2号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問介護サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注6 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問介護サービス費は、算定しない。

注7 利用者が一の訪問介護サービス事業所において訪問介護サービスを受けている間は、当該指定訪問介護サービス事業所以外の指定訪問介護サービス事業所が訪問介護サービスを行った場合に、訪問介護サービス費は、算定しない。

エ 初回加算 200単位

注 指定訪問介護サービス事業所において、新規に訪問介護サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問介護サービスを行った日の属する月に訪問介護サービスを行った場合又は当該指定訪問介護サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問介護サービスを行った日の属する月に訪問介護サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

オ 生活機能向上連携加算

(ア) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ) 100単位

(イ) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ) 200単位

注1 (ア) について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。))第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。))又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注2において同じ。))の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護サービス計画を作成し、当該訪問介護サービス計画に基づく訪問介護サービスを行ったときは、初回の当該訪問介護サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注2 (イ) について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)、指定通所リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。))等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問介護サービス計画に基づく訪問介護サービスを行ったときは、初回の当該訪問介護サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

カ 介護職員処遇改善加算

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省第95号。以下「基準告示」という。）第4号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善策を実施しているものとして市長に届け出た指定訪問介護サービス事業所が、利用者に対し、訪問介護サービスを行った場合は、次の（ア）から（ウ）までに掲げる区分に従い、それぞれ（ア）から（ウ）までに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

（ア） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） ア～オまでにより算定した単位数の1,000分の137に相当する単位数

（イ） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） ア～オまでにより算定した単位数の1,000分の100に相当する単位数

（ウ） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） ア～オまでにより算定した単位数の1,000分の55に相当する単位数

キ 介護職員等特定処遇改善加算

注 基準告示第4号の2に規定する基準に適合している介護職員その他の職員の賃金の改善策を実施しているものとして市長に届け出た指定訪問介護サービス事業所が、利用者に対し、訪問介護サービスを行った場合は、次に定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、一方の加算は算定しない。

（ア） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） ア～オまでにより算定した単位数の1,000分の63に相当する単位数

（イ） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） ア～オまでにより算定した単位数の1,000分の42に相当する単位数

注2 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてアからキまでを算定しない。

ク 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 基準告示第4号の3に規定する基準に適合している介護職員その他の職員の賃金の改善策を実施しているものとして市長に届け出た指定訪問介護サービス事業所が、利用者に対し、訪問介護サービスを行った場合は、アからオまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(2) てだすけサービス費（1月につき）

- ア てだすけサービス費（Ⅰ） 1,028単位
- イ てだすけサービス費（Ⅱ） 2,054単位
- ウ てだすけサービス費（Ⅲ） 3,258単位

注1 利用者に対して、指定てだすけサービス事業所（基準要綱に規定する指定てだすけサービス事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（基準要綱に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、てだすけサービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

（ア） てだすけサービス費（Ⅰ） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週1回程度のでだすけサービスが必要とされた者

（イ） てだすけサービス費（Ⅱ） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週2回程度のでだすけサービスが必要とされた者

（ウ） てだすけサービス費（Ⅲ） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより（イ）に掲げる回数を超えてだすけサービスが必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者又は退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援に繋がる場合等利用者の状態により、市長が必要と認める者に限る。）

注2 指定てだすけサービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内若しくは指定てだすけサービス事業所と同一建物に居住する利用者又は指定てだすけサービス事業所における1月当りの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、てだすけサービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注3 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、てだすけサービス費は、算定しない。

注4 利用者が一のでだすけサービス事業所において、てだすけサービスを受けている間は、指定てだすけサービス事業所がてだすけサービスを行った場合に、てだすけサービス費は、算定しない。

エ 初回加算 175単位

注 指定てだすけサービス事業所において、新規にてだすけサービス計画を作成した

利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回のでだすけサービスを行った日の属する月にてだすけサービスを行った場合又は当該指定てだすけサービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回のでだすけサービスを行った日の属する月にてだすけサービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

オ 介護職員処遇改善加算

注 基準告示第4号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善策を実施しているものとして市長に届け出た指定てだすけサービス事業所が、利用者に対し、てだすけサービスを行った場合は、次の(ア)から(ウ)までに掲げる区分に従い、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(ア) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ア～エまでにより算定した単位数の1,000分の137に相当する単位数

(イ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) ア～エまでにより算定した単位数の1,000分の100に相当する単位数

(ウ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ア～エまでにより算定した単位数の1,000分の55に相当する単位数

カ 介護職員等特定処遇改善加算

注 基準告示第4号の2に規定する基準に適合している介護職員その他の職員の賃金の改善策を実施しているものとして市長に届け出た指定てだすけサービス事業所が、利用者に対し、てだすけサービスを行った場合は、次に定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、一方の加算は算定しない。

(ア) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) ア～エまでにより算定した単位数の1,000分の63に相当する単位数

(イ) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) ア～エまでにより算定した単位数の1,000分の42に相当する単位数

注2 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてアからカまでを算定しない。

キ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 基準告示第4号の3に規定する基準に適合している介護職員その他職員の賃金の改善策を実施しているものとして市長に届け出た指定てだすけサービス事業所が、利用者に対し、てだすけサービスを行った場合は、アからオまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。

2 第1号通所事業

(1) 通所介護サービス費（1月につき）

ア 要支援1又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週1回程度の通所介護サービスが必要とされた事業対象者

- (ア) 1,655単位
- (イ) 1,455単位（送迎のみのもの）
- (ウ) 1,279単位（入浴のみのもの）
- (エ) 1,079単位（入浴及び送迎の必要の無いもの）

イ 要支援2

- (ア) 3,393単位
- (イ) 2,993単位（送迎のみのもの）
- (ウ) 2,641単位（入浴のみのもの）
- (エ) 2,241単位（入浴及び送迎の必要の無いもの）

注1 利用者に対して、指定通所介護サービス事業所（基準要綱に規定する指定通所介護サービス事業所をいう。以下同じ。）の通所介護サービス従業者（基準要綱に規定する通所介護サービス従業者をいう。以下同じ。）が通所介護サービスを行った場合に、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）第1号に規定する基準に該当する場合は、同号の規定の例により算定する。

注2 指定通所介護サービス事業所の従業者が地域告示に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、通所介護サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注3 基準告示第18号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所介護サービス事業所において、若年性認知症利用者（政令第2条第6号に規

定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。) に対して指定通所介護サービスを行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算する。

注4 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所介護サービス費は、算定しない。

注5 利用者が一の指定通所介護サービス事業所において指定通所介護サービスを受けている間は、当該指定通所介護サービス事業所以外の指定通所介護サービス事業所が指定通所介護サービスを行った場合に、通所介護サービス費は算定しない。

注6 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにおいて、利用者に対して、その居宅と指定通所介護サービス事業所との間の送迎及び入浴が必要とされた者は、(ア)の所定単位数を算定する。また、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにおいて、利用者に対して、その居宅と指定通所介護サービス事業所との間の送迎が必要とされた者は、(イ)の所定単位数を、入浴が必要とされた者は、(ウ)の所定単位数を、送迎、入浴ともに不要とされた者は、(エ)の所定単位数を算定する。

ウ 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動(以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

(ア) 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、その他の指定通所介護サービスの通所介護サービス従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所介護サービス計画を作成していること。

(イ) 通所介護サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用

者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

(ウ) 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

エ 運動器機能向上加算 225単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められたもの（以下この注において、「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(ア) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。

(イ) 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

(ウ) 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

(エ) 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 栄養改善加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(ア) 当該事業所の従事者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

(イ) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、

生活相談員その他の職種の者（以下「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

(ウ) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

(エ) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

カ 口腔機能向上加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びキにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(ア) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

(イ) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

(ウ) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

(エ) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

キ 選択的サービス複数実施加算

注 基準告示第109号に規定する基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定通所介護サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(ア) 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） 480単位

(イ) 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） 700単位

ク 事業所評価加算 120単位

注 基準告示第110号に規定する基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定通所介護サービス事業所において、評価対象期間の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

ケ サービス提供体制強化加算

注 基準告示第23号に規定する基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定通所介護サービス事業所が利用者に対し指定通所介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援等状態区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(ア) サービス提供体制強化加算 (I) イ

- a 要支援1又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週1回程度の通所介護サービスが必要とされた事業対象者 72単位
- b 要支援2又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週2回程度の通所介護サービスが必要とされた事業対象者 144単位

(イ) サービス提供体制強化加算 (I) ロ

- a 要支援1又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週1回程度の通所介護サービスが必要とされた事業対象者 48単位
- b 要支援2又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週2回程度の通所介護サービスが必要とされた事業対象者 96単位

(ウ) サービス提供体制強化加算 (II)

- a 要支援1又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週1回程度の通所介護サービスが必要とされた事業対象者 24単位
- b 要支援2又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週2回程度の通所介護サービスが必要とされた事業対象者 48単位

コ 生活機能向上連携加算 200単位

注 基準告示第15号の2に規定する基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定通所介護サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、運動器機能向上加算を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

サ 栄養スクリーニング加算 5単位

注 基準告示第19号の2に規定する基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定通所介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護予防ケアマネジメント実施担当者に提供した場合に、1回につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

シ 介護職員処遇改善加算

注 基準告示第24号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善策を実施しているものとして市長に届け出た指定通所介護サービス事業所が、利用者に対し、通所介護サービスを行った場合は、次の（ア）から（ウ）までに掲げる区分に従い、それぞれ（ア）から（ウ）までに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

（ア） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） ア～サまでにより算定した単位数の1,000分の59に相当する単位数

（イ） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） ア～サまでにより算定した単位数の1,000分の43に相当する単位数

（ウ） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） ア～サまでにより算定した単位数の1,000分の23に相当する単位数

ス 介護職員等特定処遇改善加算

注 基準告示第24号の2の規定により準用する基準告示第6号の2に規定する基準に適合している介護職員その他の職員の賃金の改善策を実施しているものとして市長に届け出た指定通所介護サービス事業所が、利用者に対し、通所介護サービスを行った場合は、次に定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、一方の加算は算定しない。

（ア） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） ア～サまでにより算定した単位数の1,000分の12に相当する単位数

(イ) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) ア～エサまでにより算定した単位数の1,000分の10に相当する単位数

セ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 基準告示第24号の3に規定する基準に適合している介護職員その他の職員の賃金の改善策を実施しているものとして市長に届け出た指定通所介護サービス事業所が、利用者に対し、通所介護サービスを行った場合は、アからサまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(2) ふれあいサービス費(1月につき)

ア 要支援1又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週1回程度のふれあいサービスが必要とされた事業対象者 758単位

イ 要支援2 1,563単位

注1 利用者に対して指定ふれあいサービス事業所において、ふれあいサービスを行った場合、利用者の区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。

注2 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、ふれあいサービス費は算定しない。

注3 利用者が一の指定ふれあいサービス事業所において指定ふれあいサービスを受けている間は、当該指定ふれあいサービス事業所以外の指定ふれあいサービスを行った場合に、ふれあいサービスは算定しない。

ウ 入浴加算 50単位

注 入浴介助を適切に行うことができるものとして市長に届け出て、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにおいて、利用者に対して入浴が必要とされた者は、アに掲げる状態区分の場合1月に4回を限度として、イに掲げる状態区分の場合は1月に8回を限度として、1回につき所定単位数を算定する。

エ 送迎加算 47単位

注 送迎を適切に行うことができる設備に適合しているものとして市長に届け出て、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにおいて、利用者に対して、その居宅と指定ふれあいサービス事業所との間の送迎が必要とされた者は、アに掲げる状態区分の場合1月に8回を限度として、イに掲げる状態区分の場合は1月に16回を限度として、1回につき所定単位数を算定する。